

議案第18号

天理市コミュニティセンター条例の一部改正について

天理市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天理市コミュニティセンター条例（平成2年12月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
相談室	300	410	300	730	730	1,030	100

を

」

「

研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
-----	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-----

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。